

# 知っておこう 年金の「経過的加算」

知らなきや損する

日本国民なら誰もが、20歳から60歳までの40年間（480月）国民年金に加入し、保険料（令和2年4月から月額1万6540円）を支払うことになっています。そうすれば、65歳から満額の

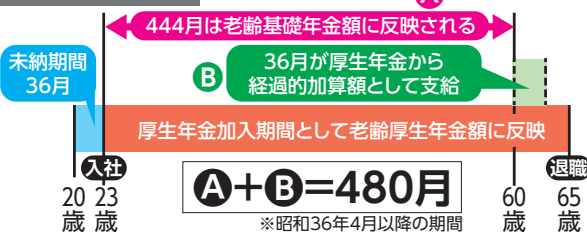
老齢基礎年金（令和2年度は年額78万1700円）を受け取れます。

このうち会社員の場合は、入社すると厚生年金にも加入し、厚生年金保険料を労使折半（会社と本人で半分ずつ）で支払います。このとき、20歳から60歳までは、別途国民年金の保険料を払わなくても、厚生年金と国民年金の両方に加入していることになります。

ですから、20歳で入社し、60歳まで480月の期間厚生年金に加入した場合、480月すべてが国民年金の保険料を納めた期間として老齢基礎年金額に反映されて、65歳から「老齢厚生年金」（厚生年金から支給される年金）と、満額の老齢基礎年金が支給されます（昭和36年4月以降に入社した社員に限ります。国民年金は同年、厚生年金の後からできた制度だからです）。

では、昭和36年以前に厚生年金に加入した場合や厚生年金に18歳から加入した場合、60歳以降も加入し続けた場合（厚生年金は70歳まで加入可）はどうなるのでしょうか。老齢厚生年金額は、厚生年金の加入期間で計算されますが、老齢基礎年金額

## 4月生まれの人 の例



には20歳未満や60歳以降の期間などは反映されません。しかしその期間分は老齢基礎年金額とほぼ同額が「経過的加算」として厚生年金から支給されることになっています。50歳以上の人は誕生月に送られてくる「ねんきん定期便」に表示されているのでご参照ください。

ただし、対象期間には上限があり、厚生年金加入期間のうち老齢基礎年金額に反映される20歳～60歳までの期間と合わせて480月が上限です（昭和21年4月2日以降生まれの場合）。

例えば、上図のように23歳から65歳まで厚生年金に加入すると、国民年金未納期間36月は、経過的加算として厚生年金から支給されます（計算式があります）。

国民年金の保険料を納める期間は60歳までですが、60歳からの働き方で将来の年金額が増えるケースもあるのです。



暮らしのマネープラン相談センター・所長  
サードファイナンスアドバイザー 高橋 昌子

## あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 …… 1時間まで3000円 2時間まで5000円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます

■マイホーム資金・住宅ローン相談 ……………… 3万円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職資金・マネープラン相談 ……………… 3万円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F] ☎076-232-2038 要予約

(株)FPサポート研究所 <http://www.fpsl.co.jp/> ●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00

いしかわ暮らしのマネープラン